

○介護保険高額介護サービス費

保険給付（介護サービス費）の本人負担割合が入居者負担となっていますが、世帯で負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に超えた金額が申請により払い戻される制度です。また、当施設では受領委任払制度を実施しており、高額介護サービス費が京都市から直接支払われるため、施設へは自己負担上限額を支払うことになります。（負担上限額については次の表を参考にしてください。）

入居者負担区分		1 个月の上限額	
第 1 段階	生活保護を受給されている方	(個人) 15,000 円	
	入居者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護受給とならない場合	(世帯) 15,000 円	
	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている場合	(世帯) 24,600 円 (個人) 15,000 円	
第 2 段階	市民税世帯非課税で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 82 万 6,500 円以下である場合	(世帯) 24,600 円 (個人) 15,000 円	
第 3 段階	市民税世帯非課税の方で、第 1 段階、第 2 段階に該当されない場合	(世帯) 24,600 円	
第 4 段階	課税世帯	課税所得 380 万円未満	(世帯) 44,400 円
		課税所得 380 万円以上 690 万円未満	(世帯) 93,000 円
		課税所得 690 万円以上	(世帯) 140,100 円